

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月18日(第9日目) 午前10時15分開議
午後2時50分散会

2. 出席議員(17名)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1番 伊 德 徳次郎 | 2番 島 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 新 福 仁 幸 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安次富 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 棚 原 盛 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 典 島 行 男 |
| 17番 多 和田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 五 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 石 波 蔵 清 次郎 |

3. 欠席議員(4名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 11番 安次富 盛 信 |
| 16番 武 新 行 男 | 20番 伊 佐 雅 仁 |

4. 議事説明員

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 市 長 崎 間 健一郎 | 助 役 沢 能 安 一 |
| 収 入 役 共 益 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 雄 |
| 税 務 課 長 石 波 蔵 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真 | 都市課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 消防長 大 城 仁 幸 |
| 固 定 資 産 評 価 課 長 武 島 正 孝 | |

第98回宜野湾市議会定例会議事日程表(第9号)

1972年4月18日午前10時開議

- 日程第1 議案第50号 宜野湾市の督促手数料及び延滞金徴収条例
- 日程第2 議案第51号 宜野湾市児童手当支給条例の全部を改正する条例
- 日程第3 議案第52号 宜野湾市児童手当支給条例の特例に関する条例
- 日程第4 議案第53号 宜野湾市と畜場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第54号 宜野湾市道路占用料徴収条例
- 日程第6 議案第55号 宜野湾市道償地補償基金条例
- 日程第7 議案第56号 宜野湾市消防団員等公務災害補償条例
- 日程第8 議案第57号 宜野湾市消防団員等公務災害補償審査会条例
- 日程第9 議案第58号 宜野湾市立学校設置条例

日程第10 議案第60号 宜野湾市公設市場使用料徴収条例の全部を改正する条例

日程第11 議案第49号 宜野湾市職員定数条例の全部を改正する条例

日程第12 議案第59号 1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出補正予算

議長

只今より第98回、宜野湾市議会定例会(第9日目)の本会議を開きます。(午前10時14分)

議長

暫く休憩いたします。(午前10時18分)
再開いたします。(午前10時19分)

議長

日程の第1、議案第50号、宜野湾市の督促手数料及び延滞金徴収条例を上程をいたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明をお願い致します。

総務課長

御説明申し上げます。本案は新しい条例でございますけれども、従来督促手数料につきましては手数料条例の方に謳ってありましたけれども、税外収入についての延滞金に対する規定はございませんでした。従いまして地方自治法の231条の3に基づきまして、市町村の税外収入、これはあくまでも公法上の収入でございます。私法上の契約に基づき、もの

は、見込まれたら読でございませうけれども、それに対する督促手数料の額とか、延滞金を課す場合の率等についての条例制定が必要かございませうので本案を提案してございませう。督促手数料につきましては、後日、例の条例が出る読でございませうけれどもそれと同額の一通りについでの20円にしたいという事でございませう。延滞金の計算につきましては、一応、本土の準則通り督促状を発した日から10日以内についで7.3%、それ以上のものは18.6%、これは年次でございませうけれども、年それだけの延滞金を加算して徴収するとうふうな内容でございませう。以上、簡単に御説明申し上げませうけれども、何かございませうか、質疑の段階でお答えしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

議長 議案第50号につきましては、質疑の段階で継続審議としてあきたらと思ひますが、御異議ございませうか。

議長 御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

日程の第2、議案第51号、宜野湾市児童手当支給条例の全部を改正する条例について上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明をお願いたします。

総務課長

御説明申し上げます。本件は現行の条例と内容にあつては、殆んどかわりはない訳でありませうけれども、一応、本土復帰いたしますと、本土の児童手当法に基づいて、殆んど、現在該当してはいる児童につきましては、児童手当の3,000円が支給されるようになるという訳であります。法の施行の段階として、24年向のですね、現在の条例、今度の児童手当のことでない児童が出てきますので、後24年向は、この条例をそのまま制定してあつてあつたというふうな趣旨で、提案してまいります。尚、詳しいことにつきましては、質疑の段階で担当課長からお答えさせていただきますと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時37分)
再開いたします。(午前10時52分)

議長

本案につきましては、慎重審査を
する意味で継続審議としてあきらめ
思いますが、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続
審議とすることに決定をいたしました。

議長

次、日程の第3、議案第52号、宜
野湾市児童手当支給条例の特例に
関する条例について上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説
明をお願致します。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきま
しては、今先御説明申し上げました。児
童手当条例につきましては、5月15日(日)

適用される款でござりますけれども、
これまでの条例が5月14日までに生きる
款でござりますけれども、現在の5月19日
まで児童手当条例の特例に関する条
例とこのことにならざるでありますけれども、
この条例の制定の趣旨といたしまして
は、復帰に伴いまして、会計年度が
違つてきます関係上、現在、3月以
降の、6月分までの8ヶ月分につきましては
は、6月に支払うべきように条例の5
条で謳われておりますけれども、5月分
までの分を5月に支払うとしたと、この
条例は6月にしか支払うべきないう
にならざるので、一応、これは条
例改正の手続きでもよろしいかと思
いますけれども、どうせ5月19日まで
執行する条例でござりますので、
一応、特例条例という形で出してご
ざります。いわゆる児童手当の支
給期日の変更を特例とこのこと
でござります。以上、御説明申し上げ
まして、何かございましたら担当課長
から答えさせたと思つております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時51分)

再開いたします。(午前10時55分)

議長

本案につきましても、一心、継続審議としてあきたらと思っておりますか、御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

日程の第8、議案第53号、宜野湾市と畜場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について上程します。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、現行の条例と内容につきましては、殆んど、かくりはござりませんけれども、根拠法が、市町村自治法が、地方自治法にかゆることに伴いまして、条文の整備をいたすべく、ごさし、ま、す。それ以外、現在の使

用料を凡の表示から凡の表示にかえる款でござります。この換算につきましては、一応、308円を換算いたしまして、凡以下のものは切り上げてござります。308円の基準といたしまして、凡以下は切り上げてござります。御説明申し上げまして終了です。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時58分)
再開いたします。(11時—)

議長

議案第53号につきましては、休憩中に御審議お願いたしました款でありますけれども、尚、慎重を期すため、継続審議としておきたらと思っておりますが、御異議ござりませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審議といたします。

議長

日程の第5、議案第58号、宜野湾市道路占用料徴収条例を去程いた

します。

議長

本業に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。これは新しい討議でござります。現在、市道に於いて占有料を徴してござりますは、那覇市だけじゃなくかと思ひますけれども、一応、本土の方では殆んどそういう占有料徴収条例が制定されてありますので、道路の維持管理を十分すると、言うことと、又、この目的といたしましては、この占有料で上げられる収入を特別財源といたしまして、次の議案第55号と関連する款でありますけれども、一応、占有料は別個に特別の補償基金として、積立ててきたかと、勿論、これはそれほどの多額の金ははなしたと思ひますけれども、一応、そういう特別補償というものを今後、前向きに検討していただくためには、そういう占有料も取りなかつた。この占有料を基準として、積立て今後の特別問題についての対策を講じてきたかと、可様な意味か。この条例を制

ました」といふふうに考へてある款でござります。尚、条例の根拠としたしましては、道路法等に基きまして、この使用料の基準を政令で謳われておるようござりますので、このように準則通りですか、政令の基準の範囲内で定めていきなると、以上、御説明申し上げまして、後は担当課長に何かござりましたか、お答えしたと思ひます。

議長

議案第55号、宜野湾市道路漬地補償基金条例について、一括してお答えしたと思ひます。又、今、御説明を受けておられますので、両案件に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前11時5分)
再開いたします。(〃11時17分)

議長

議案第54号、55号につきまして、質疑の段階で継続審議としておきたと思ひますか、御異議ござりませんか。

議長

御異議ありませんので、継続審

議といたします。

議長

次、日程の第7、議案第56号、宜野湾市消防団員等公務災害補償条例を
上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明
を求めます。

消防長

これは消防団員或は非常勤団員
又は、一般協力者、災害によって災害活動
中損害をこうあった場合に、それを市町
村は補償しなくともいいかたると、なかゆる
消防組法でちゃんと義務付けされ
た事項を今回、市の条例事項として、
ここに皆さんの前に出した款でござ
ります。従来、これは沖縄の琉球政
府の方で示めされた基準というの
がござりました。消防団員等公務災害補償
条例というものがござりました。そして
従来は、市の方としましては、消防団
条例、消防団に関する規則の中で
公務災害を受けた場合は基準により、
これを補償すると、言うふうにただ、
簡単に謳ってありましたが、今回の本
土法の組法で、どうしても、これは

条例事項で、市町村で定めなくとも
 いかん、言うことが謳われてあります
 ので、条例として提案して3款で
 あります。これは非常勤の消防団員、
 それ以外の協力者と言うのかまで
 ござります。この補償額につきましては
 政令と言うのかでござります。消防
 団員等公務災害補償に関する基準と
 言う政令が定められてあります。これ
 に基づいて、補償額をここに設定し
 てござります。尚、更にこれは補償
 額が多くなりまして、もし、仮にたまた
 んの人に補償しなくともいかん、そ
 う言う事態が起るとも思ふんと、
 言うことがござります。今度は市町村で
 は、これに対処できたとしまして、ど
 う言うふうにお金を準備すればいいかと
 言うことになりまして、これは今後、昨日
 も一寸触れましたが、いわゆる、公務災害
 補償基金公庫と言うのかでござります。
 この基金に加入しまして、ここからもし
 何かあった場合は、出してもいいと、言
 うような仕組みになってあります。いわゆる
 これは共済基金と共済契約を結
 びまして、今後、予算の中で掛金の分
 は計上しまして、支払って、それ以外、
 もし万一の事故が起った場合は、
 これから出してもいいということにな
 るてあります。基金から出す親も、

大体、これは政令で定めた基準額と思
います。尚、これは掛金の示は市町村の
予算で出予算ですか。同としましては
この分としまして、今度は市町村に
対する交付税の中で、この分は又市町
村に対して交付すべきと言うような
仕組みにもなっております。大体、簡単では
ございませんか。説明しまして後は御質
疑にお答えいたしましたと思っております。

議長

日程の第8、議案第57号、宜野湾市消
防用員等公務災害補償審査会条例、
併せて、議題といたしましたと思っております。

議長

それに対する参考者の説明を求め
ます。

消防長

公務災害補償審査会条例は、災害
補償条例第26条で、"3"3、公務災害
が発生した場合、これはそれに基づいて
公務災害補償条例に基づいて支給さ
るべきですか。もし、仮に、これに異議
が出た場合は、その審査会に申し出
まして、そこで鑑定しておいて、言う
ための機序でございます。異議の申
したるに對する、鑑定を行なうと、言

うのか。審査会ではございません。条例で言う審査会になっております。内容は特に新しい条文でございませぬので。その後皆さんの御質疑にお答えしたと思っております。

議長 両案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(午前11時20分)
再開いたします。(11時29分)

議長 議案第56号並かに議案第57号につきまして、休憩前に御審査をお願いしてありましたが、尚、慎重に審査をする意味で、継続審議としてあきらめと思っておりますが、御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので左様決定いたします。

議長 日程の第9、議案第58号、宜野湾市女学校設置条例を六程いたします。

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を
お願ひ致します。

総務課長 御説明申し上げます。現在、教育
区が法人格を有する為に、教育区立
の小学校、中学校行政指導に對し
ましては、市町村自治法の適用がな
されてない訳でございますけれども、
復帰いたしますと、学校等は地方自治
法の288条の2の規定に基づきまし
て、公の施設とすることになる訳で
ござります。そうすることに伴ひまして、
本条例を制定したいということでは、
本案を提案してござります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(午前11時31分)
再開いたします。(〃11時31分)

議長 本案につきまして、質疑の段階で継
続審議としておきたいと思ひますが、御
異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので継続審議といたします。

議長

次は日程の第10、議案第60号、宜野湾市公設市場使用料徴収条例の全部を改める条例についてご説明いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

本案につきましては、去年の3月の定例議会に同様の条例を提案した訳でござりますけれども、その後、事情の変化によりまして、一度、撤回した訳でござりますけれども、内容にあっては、殆んど、かゆりはござりませんけれども、この条例には市町村自治法の改正に伴いまして、公設市場につきましては、公の施設とすることに伴いまして、地方自治法の288条の2項の規定に基づきまして、提案してござりますか。内容にあきましては、現在、丸表示の使用料がい、円表示に直すと、いうことでござります。この換算でござりますけれども、先程のと、場

の換算と同じように308円を交換基
準を想定いたしました。10円以下の
端数については、一律切り上げてこ
ういたします。以上、御説明申し上げま
して何かご質問ございましたら、御質
疑にお答えいたしますと思っております。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩いたします。(午前11時38分)
再開いたします。(午後11時35分)

議長 本案につきましても、質疑の段階
で継続審議としておきたらと思いた
か。御異議ございませんか。

議長 御異議ありませんので左様決
定いたします。

議長 次は日程の第11、議案第27号、宜
野湾市職員定数条例の全部を改正す
る条例についてを上げます。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

御説明申し上げます。本案につきましては、先に議会に諮問いたしました。機構改革等職員定数についての答申がなされました。府帯意見といたしました。条例制定の段階で十分検討するように、ということでもございました。一応、これが復帰いたしますと、どのような事務がどれくらいはいつてくるか、また具体的に、なされていくか、ということも、従って

職員の定数を設定する場合の基準といたしました。人口120名に対する職員1人ということでは、85,000人を基準といたしました。375名の職員を想定した訳でございます。市長事務局が213名と水道が81名、河防関係が31名ということでは、計、285名、現在の定数に対して、83名の増を認めた訳でございますけれども、それ以外に市長事務局関係以外の、議会監査委員会、選挙管理委員会、教育委員会につきましては、諮問の当時は、まだ調整はしてなかった様でございます。現在、議会が6名、監査委員会事務局が1名、

経営管理委員会が2名、教育委員会が72
 名に3課でこのほかまあけのことも。一応
 諮問の時点では、その又機関に對し
 ては、大体、7〜10名の増員を
 想定してこの課でこのほかまあけのことも。
 教育委員会としては、どうしても10名
 の増員をしてほしいということ。
 当初は30名の増員要求がこのほかま
 あけのことも。一応、10名で、そう言う
 意味で教育委員会が10名、他の3機関
 が各1名ということになりました。合
 計13名の増加必要と、言うことになり
 ました。この定数条例では、総数で
 380名の定数になっております。
 しかしこれはあくまで定数の枠で
 このほかまあけして、和共も現在、27年
 度の予算の編成にあたって3課で
 このほかまあけのことも。どうしても年度
 内で採甲できそうなものは、2、50名
 程度じゃなにかとこのことに思っている
 課でこのほかまあけ。今後事業或は職員
 等の増員に伴って、事業の増大との
 関係で逐次、増員はしていきたくと
 可様に考えております。けれども一応
 枠としていたしましては、入口120名に
 對して、職員1人と言う枠をいたした
 こと、言うふうな考えでこのほかまあけ。
 さらに別表に一応各課對する
 職員の配置は、先に諮問いたしました

だ。本案の中にも一応、示めたとありで
「か」しあけれども、ただそこでお
断わり申し上げたことは、教育委員会
の機構について、また教育委員会自体
も確定してないうで「か」します。
従って、この案では教育委員会の
勿論、教育長が新しく設置され
ますけれども、教育長の下に教育次長
を以て各係と云うふうな想定で、一
応、教育委員会とのある程度の調整は
してありますけれども、また各類似
市町村、浦添とか、具志川市の機構と
教育委員会としては、部長制度を廃止
いたしまして、この課「か」をもうけた方
が「んじやた」かと言ふふうな意向
もあるようでありますので、現在この
案では教育長のもとに、教育次長、こ
れは部長と課長の中間のクラスに
なる課で「か」すけれども、このも
とに三係と庶務係、学校教育係、社
会教育係と、言ふふうな形になるか
と思「か」すけれども、そう「か」す準備
いたしまして、市長との調整もす
んだ「か」すけれども、その後、
若干浦添とか、コガ等の機構の復
案が「か」すとして、殆んど、二課程
度するんじやた「か」すことにな
りまして、或は教育長の下に課長
を置く、言ふことに、なる。か。也。

知りません、従って、定数 そのものバ
 ンキましては、教育委員会は事務局は12名
 学校現場が70名と、82名はわかりは
 ございせんけれども、一応、機構とし
 ては、また正式でないというこ、従って
 て、これは380名ということになってありま
 すけれども、定数条例の合計は372名
 でございす。と申し上げますのは、水道部
 の部長が水道事業管理者とあって特別職
 になります。固定資産評価委員会が特別職
 ということになりまして、この条例の場
 合は、一応、除外してありますので、一
 三役、教育委員会の教育長を除いた普通
 一般職員と従来申した職員は380名
 でございすけれども、その内、2人は
 これは、私共といたしましては、早目に
 提案した理由は、なるべくこの定数を
 確定いたしまして、任用の手続きをでき
 るだけ早目にとりた、言う意味の
 予算より先に出した款でございす。
 そう言う意味でなるべく慎重審議なさ
 います。早目に可決してございよう御
 希望申し上げた款でございす。後帰
 役になりますと、一応、市町村で採
 取試験というものが殆んどできな
 るうと、本来ならば、市町村が公平
 委員会と言うものをつくりまして、そ
 こで職員任用に対する試験とか、そう
 うものは、公平委員会、実施するよう

なる訳でござりますけれども、一応、沖
縄の場合は自治省から沖縄県の人事
委員会の方に、この公平委員会の事務を
一応委託すると、言うことになりまして
相当の準備期間が必要と、言うことにな
りますので、復帰後、採用試験とな
りますと、大分遅れると、言うことか
なるべく、今回までは、市町村の方で、宜野湾市
の方で採用試験してもいいかと、勿論
試験につきましては、公平を期する意
味から考えまして、出来るだけ県の方
に試験問題の作製を、したと、言うこと
を出してござりますけれども、そう
いう意味で、本条例は予算とは別個に、本
来ならば、予算と一緒に出したか
つたのでござりますけれども、そう
いう意味で、予算より先に、出して
いる訳でござります。以上、御説明
申し上げます。何れもござりました
御備疑にお答えいたしましたと思
います。

議長

本案に対する質疑を^計行いませう。

議長

休憩いたします(11時45分)

再開いたします(11時45分)

以上で午^前後の日程を終ります。

午後は2時から再開いたします。

議長

休憩いたします(午前11時46分)

議長

只今の午前に引き続き午後の本会議を行います。(午後2時2分) 議案第49号の質疑を行います。

議長

休憩いたします(午後2時9分)

再開いたします(午後2時30分)

議案第49号に引き続き、休憩中に内容の審査をして頂いたことを慎重を期する意味におきまして総論審議としておきたいと思っております。

議長

ご異議ありませんので^進議決審議としておきます。

議長

次は日程の12 議案第69号1972年度宮野津市一般
会計支入支出補正予算を上程いたす。

議長

本案に對する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。その補正予算は会計年度から1月
14日とされておることに伴います。1ヶ月半が会計年度
が短縮に伴うこと、政府補助金、それから交付税、市
税等の支入が、かなりの減額が予想されておる。それ
に伴うこと、支一応支出を整理しなくてはならないと
いうこと、今日提案している議案にござります。現在の
支入支出予算総額は、2,352,917千円でござい
ますけれども、支一応支入支出を、454,276千円を減
額いたすこと、1972年度の予算は1,898,642千円に
したいということにござります。大まかに説明に入ら
ないと思っておりますけれども、市税が1ヶ月半の会計年度の
短縮で1,48,584千円の減を予算にありまして、不動産
取得課税とか軽自動車税につきましては、現在の予算
額よりも上回る税目もござりますけれども、市県税
固定資産税につきましては、相対的に減にござります
とござります。

それから市町村交付税につきましては、これはまだ確
定はござりません。政府から前に説明もござり
ましたけれども、一応23%~25%の減額とござるとい
う指示がありまして、今回の補正予算では28%一応
削りてござります。しかしながらその後の情報によります
と、これは補正予算がどうかは解りませんが、

徴

17%位の24は 税の繰上徴収ですか、それが不可能
 になった場合は、17%~20%位にはなるんじゃないかと
 いうふうな政府からの非公式な話もあります。おま
 けで今月一杯に政府の交付税についての大体の負担
 はずくんとおまけかと思っておりますけれども、この負担
 の中には、ちよと緊急を要するもの例えは、議会開
 催の費用弁償の問題とか色々、ちよと1億の負担の更
 んが、必要なものがありますので、ちよ一回補
 を予定してございませう。最終的には5月の中旬
 頃です。あと一回の補は、必要なというふうには
 考えてあります。

使われて、それから意味から2の補の予算を組ん
 である訳でございませう。それで支出にござ
 います。一番大の建設事業が現在契約にない以外
 は、全部済んでいます。契約した分については、一応債務
 負担行局をして計上されたものと一応債務負担行局と
 して計上して、これは当然、47年度の予算に両計上
 するというふうな連絡をしております。それから
 でおまけで予備費がご承知の通り、47,000とばかり一
 億の予備費に入れたものとございませうけれども、これは
 去った3月10日に中部地区の市町村会におきまして、現
 在職員が積立を年次有給休暇にございましては買上
 けにございませう。それから、協会のございませう
 ことで、一応法的な問題はありませうけれども、一
 億の予備費の中に入れてございませう。それから法的な問題が
 解明とございませう。条例制定をございませう。買上けする
 という予定で、一億の予備費の中に入れてございませう。

教育負担金にございませう。一億23%を削って、316,166と
 の交付を予定にございませうけれども、向うの職員が積

204
在り身次前給休暇の類が、600に余りありまして一
応その分は一般会計の方の予備費の中に入れてから教
育委員会としても所用の措置をとってまいらうというふ
うに文書を送ってまいりました。

さういふ意味で、さういふ予備費の用途、或いは、交付税の
確定等によりましてもう一回補正予算を出さなくては
いかぬ状態でございまして、先程申し上げましたよ
うに、2,3の費目の中で早急に補正する必要がある
ものというのと又、予算執行の連前から、各課長に5月
14日を想定しての予算の類を一応知りておかなか
いと、そういう内遣いをおされた場合は、大変なこと
なすかということ、それとは今後中味は、変わりは、
多数にあっては多少でございまして、2,3の費目
しか次の補正にも該当はしないので、一応は補正はし
ておいて、あと一回交付税が確定次第、補正はいたし
てさういふふうにならざるやうに、大変大変な、説明
にお願いしたいけれども、会計年度の会則に基く
て収入支出の減であるという事でございまして、一
つご検討よろしくお願ひ致します。

議長

本案に外訂質疑を許します。

議長

休現いたしです(2時27分)

雨田いたしです(2時46分)

議長

質疑の段階で継続審議としておまいたいと、思ひます

が御質疑ごさいまはるか

議長
ご異議ごさいませんで、継続審議といたいです。

議長
どゆから継続審議中の議案第54号 宜野湾中道路
占用料徴収条例について、再読議題といたいです。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
休憩いたします(2時47分)
再開いたします(2時50分)
以上をもちまして、本日の日程を終了することに致します。
尚明日は午前10時から本会議を開きます。
大変ご苦労様でありました。
散会 (2時50分)

~~議長
又今朝第98回定例会第10日目の本会議を開きます。
(午前10時11分)~~

議長
休憩いたします(10時11分)
再開いたします(10時15分)